

番号	①
項目	・[]にメールを送りつけたのみで、再度の説明の機会を設けずに4月26日から撤去工事を開始した経緯について説明すること。
(回答) ・今回の工事における対象樹木の撤去理由について、現地で説明を聞きたいとお申し出を受け、令和6年1月29日、令和6年3月1日にご説明させていただきました。2回目の現地説明の最後に窓口の[]氏に回答を示すまで、作業を保留することとしておりましたので、回答させていただいたうえで、工事を再開することにしました。 ・今回、様々なご意見やご要望をいただいたことから、本市としても可能な限りご説明をさせていただいてきたところです。 しかしながら、市民の安全安心を確保するためには、当安全対策事業の工事を遅延及び中止することはできませんので、本市が工事を発注している施工業者との契約における内容を踏まえ、残っている作業工程を考慮して令和6年4月26日から着手することとしたところです。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	②
項目	・長居公園事務所が 4 月 24 日に [] に送ったメールに添付した「回答」について説明すること。
(回答) ・回答の 1 ページ目の番号 124 撤去理由：その他 視距障害（標識）につきましては、標識の直近まで枝葉が成長し、標識が見えなくなる可能性があることを目視調査で判断でき、通行車両からの視認性の確保や歩行者との接触事故防止の観点から、道路管理者判断により撤去対象としたものです。 ・回答の 2 ページ目の番号 128 撤去理由：その他 乗り入れ近接につきましては、高木そのものが死角を発生させるため、見通しが悪くなることが車道側、歩道側からも目視調査で判断でき、見通しの確保と接触事故防止の観点から、道路管理者判断により撤去対象としたものです。 ・回答の 3 ページ目の番号 127 撤去理由：その他 照明につきましては、枝葉が成長、繁茂し、照明の光を遮ることで暗くなることが目視調査により判断できるとともに、歩道上における歩行者等の安全確保の観点から、道路管理者判断により撤去対象としたものです。 ・回答の 4 ページ目の番号 119 撤去理由：根上がりにつきましては、道路施設を損壊させる原因となるほか、伸びた根による舗装の亀裂や段差で躓き、転倒する事故の危険性を排除し、道路の安全・安心を確保する観点から、道路管理者判断により撤去対象としたものです。 なお、当該箇所は工営所との調整の結果、歩道全面を舗装復旧することとしております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	③
項目	・ 上記「回答」には、「剪定すれば伐採しなくていいのではないか」「根上がり対策をすればいいのではないか」「伐採基準が曖昧で、調査を行った人物によって伐採するかどうかの判断が変わるのではないか」「照明への影響については夜間に調査せず、昼間の調査だけでどう判断できるのか」「乗り入れから 6m 以上離れている樹木を乗り入れ近接を理由に伐採するのには合理性がないのではないか」など 1 月 29 日および 3 月 1 の現地説明における市民の要望や質問に対する回答がないので、それに答えること。
	(回答) ・ 安全対策事業では、市民の安全・安心の確保を目的とし、日常の維持管理では、道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に撤去・更新を行うものです。 ・ 本事業の対象樹木の選定にあたっては、街路樹を起因とした事故を未然に防止し、市民の安全安心を確保する観点から、日ごろ樹木管理に携わり、専門的な知識やノウハウを有している当事務所職員が、縁石や舗装損壊の有無、樹木の生育状況、視距障害や通行障害など、安全な道路交通に支障をきたす恐れがあるかなどについて、現地で 1 本ごとに調査を行っております。 ・ そうした職員による現地での目視調査の結果を踏まえ、組織として対象樹木を決定するものであり、個人の判断により対象樹木を決定するものではありません。 ・ また、大木化した全ての樹木において個々の状況に応じて、剪定し続けることは現実的ではありませんし、現在の植栽環境における根上がり対策についても困難なことから、現状では道路交通の安全確保ができないものと判断し、撤去することとしております。
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	④
項目	・ 情報公開請求によって、視距阻害など街路樹による影響についての「記録」がないこと、目視調査を行った日時や担当者の記録がないことなどがわかった。こうした状態で、どのようにして伐採の判断を行ったかを明らかにすること。
(回答) ・ 安全対策事業の対象樹木の選定にあたっては、街路樹を起因とした事故を未然に防止し、市民の安全安心を確保する観点から、日ごろ樹木管理に携わり、専門的な知識やノウハウを有している当事務所職員が、縁石や舗装損壊の有無、樹木の生育状況、視距阻害や通行障害など、安全な道路交通に支障をきたす恐れがあるかなどについて、現地で1本ごとに調査を行っています。 ・ その調査結果を踏まえ、対象樹木の状態などをとりまとめた資料をもとに、組織として意思決定をし、安全対策事業の対象樹木を選定しております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	⑤
項目	・以上のことが明らかになるまでは、残された 3 本の街路樹の伐採を「保留」すること
(回答) ・大阪松原線においては、安全対策事業の他の路線と同様に、対象となる街路樹について、当事務所の職員が、縁石や舗装損壊の有無、樹木の生育状況、視距阻害や通行障害など、安全な道路交通に支障をきたす恐れがあるかなどについて、現地で 1 本ごとの植栽環境を確認し、取りまとめた調査結果をもとに、組織として意思決定をし、対象樹木を選定しております。 ・以上のことから、市民の安全安心を確保する観点から、工事を遅延及び中止することはできませんので、準備が整い次第、作業を再開させていただきます。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	⑥
項目	・ 植え替えの樹木に「高木」を加えること
(回答) ・ 安全対策事業では、市民の安全・安心の確保を目的とし、日常の維持管理では、道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に撤去・更新を行っており、樹木の健全な育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行うこととしています。 ・ 大阪松原線においては、歩車道境界側の植栽環境を踏まえ、路線全体として「低木」に植え替えることとしております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200